

# 各種相談



お気軽にご相談ください

※秘密は厳守します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合もあります。実施の有無については、お問い合わせください。

	相談名	とき	ところ	備考・予約先・問合せ	内容	相談員	予約			
	法律	第1～4水曜日 午後1時～4時 (1日12人、1人1回約30分間)	まづばらテラス(俣)	市民協働課 (☎337-3103)	遺産相続、離婚、不動産など さまざまな法律問題	弁護士	要			
	行政	第1水曜日 午前9時30分～11時30分						国の行政に関する意見など	行政相談員	
	司法書士	8月18日(木) 午後1時～4時 (1日6人、1人1回約30分間)						市民協働課 (☎337-3103) 予約は8月9日(火)午前9時～	不動産の譲渡や相続、会社や法人の登記、地代・家賃などの供託、140万円までの民事紛争など	司法書士
	行政書士	8月26日(金) 午後1時～4時 (1日6人、1人1回約30分間)						市民協働課 (☎337-3103) 予約は8月16日(火)午前9時～	書類作成(遺産相続、遺言書、任意後見契約、NPO法人設立など)、許可申請に関する事	行政書士
	不動産	8月23日(火) 午後1時～4時 (1日6人、1人1回約30分間)		大阪府宅地建物取引業協会 南大阪支部 (☎072-958-3005)	不動産売買や賃貸に関する事前相談	宅地建物取引士				
暮らし	国民健康保険料の納付と相談(日曜窓口)	8月28日(日) 午前10時～午後5時	保険年金課 (☎337-3123)		国民健康保険料の納付、相談に関する事		不要			
	介護保険料の納付と相談(夜間・日曜窓口)	8月31日(水) 午後5時30分～8時 8月21日(日) 午前10時～午後5時	高齢介護課 (☎337-3102)		介護保険料の納付、相談に関する事	市職員				
	市税の納付と相談(夜間窓口)	8月31日(水)午後5時30分～8時	納税課 (☎337-3122)		市税の納付、相談に関する事					
	税務	8月9日(火) 午後1時～4時 (1人1回約30分間)	市役所北別館 2階会議室	平日の午前9時～正午 近畿税理士会八尾支部事務局 (☎072-991-5000)	税金に関する事※相談者は税理士・税理士法人に關与していない納税者に限る	税理士	要			
健康	福祉総合	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	福祉総務課 (☎337-3116) 電話相談可		福祉サービス、生活、健康・医療、住宅、見守りなどに関する事	コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)	不要			
	生活困窮者自立総合生活		はーとビュー (☎332-5705)		生活や就労に関する事	支援相談員				
	心配ごと	毎週水曜日 午後1時～4時	市役所東別館	松原市社会福祉協議会 (☎333-0294)	日常生活での悩みや心配ごと	民生・児童委員				
	消費生活	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～5時	市役所6階消費生活センター	消費生活センター (☎337-3080 産業振興課)	業者との消費生活に関わるトラブルに関する事	消費生活相談員				
仕事	個人向け借金問題	8月23日(火)午後5時～8時 (1人1回約45分間)	市役所6階消費生活センター	産業振興課 (☎337-3112) 予約は8月1日(月)午前9時～	ヤミ金、連帯保証、悪質商法による被害などに関する事	弁護士	要			
	からだの健康 栄養	8月29日(月)・9月28日(水) 午後1時15分～2時30分	市立保健センター	地域保健課 (☎337-3126)	生活習慣病などに関する事 食生活や栄養に関する事	医師、保健師など 管理栄養士	要			
	歯科	8月29日(月) 午後1時30分～2時45分			口腔内のさまざまな問題に関する事	歯科医師、 歯科衛生士				
	禁煙	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	地域保健課 (☎337-3126)		禁煙の支援に関する事	保健師、看護師など				
こころとからだのなんでも健康相談(育児の事を含む)	月～金曜日 午前9時～午後5時30分			健康、食事、育児に関する事	保健師、看護師、 管理栄養士など					
子育て・教育	労働	予約受付は月～金曜日 午前9時～午後5時30分	各社会保険労務士事務所	産業振興課 (☎337-3112)	働く上でのトラブルや悩みに 関する事	社会保険労務士	要			
	就労	月～金曜日 午前9時～午後5時 月～金曜日 午前9時～午後5時30分	市役所6階雇用就労支援センター		働く意欲がありながら、さまざまな問題で就労できずに悩んでいる人の就労に関する事※就職のあっせんは行っていません。	地域就労支援 コーディネーター 市職員	不要			
	若者自立・就労	8月24日(水) 午後1時～5時	市役所相談室	南河内若者サポートステーション (☎0721-26-9441)	若者(15歳～49歳)の就労と自立に関する事※就職のあっせんは行っていません。	南河内若者サポート ステーション職員	要			
子育て・教育	家庭児童ひとり親	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 第1・3木曜日 午後3時～7時	子育て支援課 総合福祉会館	子育て支援課 (☎337-3118) 電話相談も可 総合福祉会館 (☎336-0805)	子ども(18歳未満)、家庭に関する事 離婚前(18歳未満の子どものいる家庭)、母子、父子家庭に関する事	心理士など 市職員など	不要			
	進路	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー (☎332-5705)		進学・就学、奨学金に関する事	市職員	不要			
	配偶者暴力相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分		配偶者暴力相談支援センター (☎334-1088)	配偶者などからの暴力(DV)に関する相談	市職員	不要			
女性	女性カウンセリング	第1・3木曜日 午前9時30分～午後0時30分 8月12日(金)、第4木曜日 午後1時30分～4時30分	はーとビュー 人権交流室	はーとビュー (☎332-5705) 人権交流室 (☎337-3101) 一時保育あり(有料、要予約)。	女性が抱える不安や悩みごと(職場や家族、パートナー、友人などのさまざまな生きづらさに対するカウンセリング)	女性 カウンセラー	要			
	女性相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 8月22日(月) 午後5時～8時(夜間) 8月6日(土)・9月3日(土) 午前10時～午後4時	はーとビュー	はーとビュー (☎332-5705) (予約優先)		市職員	不要			
若者	青年自立	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー	はーとビュー (☎332-5705) (予約優先)	ひきこもり、人間関係が苦手など 生きづらさを抱える青年(15歳以上～40歳代)の自立に関する事	青年自立支援 相談員、市職員	要			
	青年自立の巡回相談会	8月19日(金) 午後1時30分～4時30分	松原公民館							
人権	人権	第1～3金曜日 午後2時～4時	人権交流室 (☎337-3101)		人権問題(差別待遇、プライバシー関係、近隣トラブルなど)に関する事	人権擁護委員	要			
		月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー (☎332-5705)			市職員	不要			